

議案第1号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月28日 提出

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(昭和27年条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に該当する扶養親族については、1人につき10,000円と</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族については、1人につき6,500円(職員に配偶者がな</p>

する。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支

い場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
- (3) 前条第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 前条第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の

給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（前条第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないもの又は扶養親族でない配偶者を有するものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該前条第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち前条第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合又は扶養親族たる配偶者を有しない職員となつた場合（配偶者のない職員が扶養親族でない配偶者を有するに至った場合を除く。）における当該前条第2項第2号から第5号まで

<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>別 表 (別紙1のとおり)</p>	<p><u>に該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額と<u>特殊勤務手当の月額</u>の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>別 表 (別紙2のとおり)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（第4項において「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が

旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 5 職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(第13項において「改正後の条例」という。)の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における特例)

- 6 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)に限り、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(昭和27年条例第52号。以下「給与条例」という。)別表の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下同じ。)に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から4,000円を減じた額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下「特例期間給料月額」という。)を支給する。

(特例に伴う経過措置)

- 7 特例期間の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員(次項に規定する職員を除く。)で、特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員で、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第2号)附則第5項の規定の適用を受ける職員の特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に同項の規定による差額に相当する額を加えた額に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 この条例の施行の日以降に新たに給与条例別表の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前3項の規定に準じて給料を支給する。

- 10 給料月額を減額された職員について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 11 特例期間における阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和32年条例第81号)第10項の規定に基づき支給される地域手当の算出基礎となる給料及び給与条例第21条に規定する休職者の給料は、第6項の規定により減ぜられた給料とする。ただし、第7項又は第8項の規定により特例期間給料月額のほか、差額に相当する額が支給される職員若しくは第9項又は第10項の規定により給料を支給される職員(次項において「差額支給職員等」という。)については、当該各項の規定により支給される給料の合計額(次項において「実支給給料月額」という。)とする。
- 12 特例期間における給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第6項から第10項までの規定にかかわらず、給与条例別表の給料表に基づきその職員が属する職務の級の号給の給料月額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)とする。ただし、差額支給職員等の勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、実支給給料月額とする。
- (扶養手当に関する経過措置)
- 13 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の条例第7条第3号の扶養手当の月額は、同条第2項第1号に該当する扶養親族にあつては、「10,000円」と、同項第2号に該当する扶養親族にあつては、「8,000円」(職員に配偶者がいない場合にあつては「10,000円」と、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族にあつては、職員に配偶者がいない場合に限り、「9,000円」とする。
- (規則への委任)
- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(理由)

一般職員の給与について、人事院勧告及び他の地方公共団体の改正状況並びに企業団の給与水準等の事情等を考慮して改正しようとするものである。

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	130,600	141,800	191,400	230,300	247,600	293,100	364,800
	2	131,400	142,500	193,000	231,800	249,300	295,300	367,900
	3	132,200	143,200	194,600	233,400	251,000	297,500	370,900
	4	133,000	143,900	196,200	234,900	252,900	299,800	373,800
	5	133,600	144,700	197,600	236,700	254,500	302,100	376,900
	6	134,400	145,600	199,300	238,500	256,500	304,600	380,100
	7	135,200	146,500	201,000	240,200	258,300	307,100	383,200
	8	136,000	147,400	202,700	241,800	260,400	309,700	386,400
	9	136,800	148,300	204,100	243,500	262,400	312,100	387,600
	10	137,700	149,500	205,900	245,400	264,500	314,700	391,100
	11	138,600	150,700	207,700	247,000	266,600	317,300	393,900
	12	139,500	151,900	209,500	248,700	268,700	319,800	397,000
	13	140,300	153,000	210,900	250,400	270,900	322,500	398,800
	14	141,200	154,600	212,800	252,200	273,000	325,300	402,000
	15	142,100	156,200	214,500	254,100	275,300	328,200	404,600
	16	143,000	157,800	216,400	256,100	277,500	330,900	407,900
	17	143,700	159,200	218,300	257,800	279,900	333,800	410,400
	18	144,900	160,900	220,300	260,000	282,200	336,600	413,200
	19	146,100	162,600	222,300	262,100	284,500	339,300	415,700
	20	147,300	164,300	224,100	264,100	286,800	342,200	418,500
	21	148,300	165,900	225,600	266,100	289,000	344,900	420,800
	22	149,800	167,700	227,600	268,200	291,100	347,900	424,000
	23	151,300	169,500	229,600	270,300	293,500	350,800	426,300
	24	152,800	171,300	231,600	272,400	295,800	353,800	429,300
	25	154,300	173,000	233,400	274,500	297,900	356,200	431,500
	26	156,000	174,800	235,200	276,600	300,200	359,000	434,600
	27	157,700	176,600	237,200	278,700	302,500	361,600	437,400
	28	159,400	178,400	239,200	280,800	304,900	364,500	440,000
	29	161,200	180,000	241,000	283,000	307,000	367,100	442,700
	30	163,000	181,900	242,900	285,100	309,400	370,000	445,300
	31	164,800	183,800	244,600	287,100	311,700	372,600	447,200
	32	166,600	185,700	246,500	289,000	314,100	375,500	449,900
	33	168,400	187,300	248,400	290,800	315,900	378,100	451,900
34	170,100	189,100	250,000	292,900	318,300	380,700	454,300	

35	171,800	190,900	252,000	295,000	320,600	383,100	456,400
36	173,500	192,700	253,900	297,000	323,000	385,800	458,600
37	175,100	194,500	255,600	298,800	325,200	387,800	460,600
38	176,800	196,300	257,300	301,000	327,600	390,100	462,500
39	178,500	198,100	259,100	303,200	329,900	392,000	464,000
40	180,200	199,900	260,900	305,300	332,300	394,300	465,600
41	181,900	201,700	262,600	307,200	334,500	396,300	467,000
42	183,200	203,500	264,400	309,500	336,800	398,100	468,500
43	184,500	205,300	266,200	311,700	339,000	400,100	469,900
44	185,800	207,100	267,900	313,900	341,300	401,900	471,800
45	186,900	209,000	269,500	316,000	343,300	403,300	473,600
46	187,800	210,900	271,300	317,800	345,000	404,900	475,100
47	188,600	212,800	273,100	319,500	346,900	406,400	476,600
48	189,500	214,700	275,000	321,300	348,800	408,000	478,200
49	190,200	216,300	276,900	323,000	350,100	409,600	479,700
50	191,000	218,000	278,700	324,600	351,600	410,200	480,900
51	191,800	219,800	280,500	326,300	353,100	411,400	482,200
52	192,600	221,400	282,400	327,900	354,500	412,500	483,400
53	193,300	223,200	284,300	329,400	356,000	413,600	484,400
54	194,100	224,800	286,200	331,100	357,400	414,400	485,600
55	194,900	226,200	287,900	332,700	358,700	415,300	486,700
56	195,700	227,700	289,900	334,200	360,100	416,400	487,800
57	196,500	229,300	291,800	335,700	361,500	417,300	488,700
58	197,200	230,800	293,700	337,700	362,700	418,000	489,700
59	197,900	232,200	295,200	339,600	363,700	419,000	490,500
60	198,600	233,600	297,100	341,500	364,900	420,000	491,500
61	199,100	235,000	299,000	343,400	366,000	420,700	492,400
62		236,300	301,100	345,000	367,000	421,500	493,200
63		237,800	303,000	346,800	368,100	422,500	494,100
64		239,100	305,100	348,600	369,100	423,400	495,000
65		240,400	307,300	350,200	370,100	424,200	495,700
66		241,800	309,600	351,800	371,100	425,000	496,600
67		243,300	312,000	353,300	372,100	426,000	497,500
68		244,700	314,400	354,700	373,100	426,900	498,200
69		245,900	316,400	356,100	373,900	427,700	499,100
70		247,300	317,900	357,600	374,800	428,600	499,900
71		248,700	319,300	358,900	375,700	429,600	500,600

72	250,100	320,600	360,300	376,300	430,500	501,400
73	251,300	321,800	361,600	377,200	431,200	502,200
74	252,200	323,100	362,800	377,500	432,100	502,900
75	253,200	324,300	363,900	378,100	433,000	503,700
76	254,200	325,600	365,100	378,700	433,900	504,500
77	255,100	326,600	366,200	379,000	434,700	505,100
78	256,100	327,400	367,300	379,900	435,500	505,800
79	257,100	328,300	368,400	380,900	436,400	506,500
80	258,100	329,200	369,400	381,800	437,300	507,200
81	259,000	329,500	370,400	382,400	438,100	507,800
82	259,900	330,300	371,400	383,300	439,000	
83	260,800	331,100	372,400	384,200	439,900	
84	261,600	331,900	373,300	385,200	440,700	
85	262,300	332,700	374,300	386,000	441,700	
86	263,100	333,500	375,300	386,800	442,500	
87	263,900	334,200	376,300	387,600	443,400	
88	264,700	335,000	377,300	388,500	444,200	
89	265,300	335,800	378,100	389,300	445,000	
90	266,000	336,400	379,000	390,100	445,900	
91	266,700	337,000	379,800	390,900	446,800	
92	267,400	337,600	380,700	391,800	447,600	
93	268,000	338,000	381,600	392,600	448,400	
94			382,600	393,500	449,300	
95			383,400	394,400	450,200	
96			384,200	395,100	451,000	
97			385,000	395,800	451,800	
98			386,000	396,800	452,600	
99			387,000	397,800	453,400	
100			387,900	398,700	454,100	
101			388,600	399,300	454,900	
102			389,400	400,200	455,700	
103			390,300	401,000	456,500	
104			391,200	401,900	457,200	
105			392,000	402,600	457,900	
106			392,900	403,500	458,600	
107			393,600	404,400	459,300	
108			394,400	405,300	460,000	
109			395,300	406,000	460,500	

110	396,200	406,800	461,200
111	397,100	407,700	461,900
112	397,800	408,600	462,600
113	398,500	409,400	463,300
114	399,500	410,300	463,800
115	400,400	411,100	464,400
116	401,300	412,000	465,000
117	402,000	412,900	465,600
118	402,800	413,800	466,000
119	403,700	414,600	466,300
120	404,600	415,500	466,600
121	405,300	416,300	467,000
122	406,200	417,300	
123	407,000	418,200	
124	407,800	419,200	
125	408,500	420,000	
126	409,400	420,900	
127	410,200	421,800	
128	411,100	422,600	
129	411,700	423,500	
130	412,600	424,400	
131	413,400	425,200	
132	414,300	426,000	
133	415,100	426,900	
134	416,100	427,800	
135	416,900	428,700	
136	417,700	429,600	
137	418,500	430,400	
138	419,500	431,300	
139	420,500	432,200	
140	421,400	433,100	
141	422,300	434,000	
142	423,200	434,900	
143	424,100	435,800	
144	425,000	436,700	
145	425,800	437,700	
146	426,800	438,500	

	147				427,600	439,400		
	148				428,500	440,300		
	149				429,300	441,300		
	150				430,300	442,000		
	151				431,200	442,900		
	152				432,100	443,800		
	153				432,800	444,800		
	154				433,800			
	155				434,700			
	156				435,600			
	157				436,500			
	158				437,400			
	159				438,300			
	160				439,200			
	161				440,100			
再任用 職員		149,500	186,300	249,900	274,700	285,100	322,100	388,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員 以外の 職員	1	129,100	140,300	190,000	229,000	246,400	292,200	364,300
	2	129,900	141,000	191,600	230,500	248,100	294,500	367,400
	3	130,700	141,700	193,200	232,100	249,800	296,700	370,400
	4	131,500	142,400	194,800	233,600	251,700	299,000	373,400
	5	132,100	143,200	196,200	235,400	253,300	301,300	376,500
	6	132,900	144,100	197,900	237,200	255,300	303,900	379,700
	7	133,700	145,000	199,600	238,900	257,100	306,400	382,800
	8	134,500	145,900	201,300	240,500	259,200	309,000	386,000
	9	135,300	146,800	202,700	242,200	261,200	311,400	387,200
	10	136,200	148,000	204,500	244,100	263,400	314,100	390,700
	11	137,100	149,200	206,300	245,700	265,500	316,700	393,500
	12	138,000	150,400	208,100	247,500	267,600	319,200	396,600
	13	138,800	151,500	209,500	249,200	269,900	321,900	398,400
	14	139,700	153,100	211,400	251,100	272,100	324,700	401,600
	15	140,600	154,700	213,100	253,000	274,400	327,600	404,200
	16	141,500	156,300	215,000	255,000	276,600	330,400	407,500
	17	142,200	157,700	216,900	256,800	279,000	333,300	410,000
	18	143,400	159,400	218,900	259,000	281,300	336,100	412,800
	19	144,600	161,100	220,900	261,100	283,700	338,900	415,300
	20	145,800	162,800	222,700	263,200	286,000	341,800	418,100
	21	146,800	164,400	224,200	265,200	288,200	344,500	420,400
	22	148,300	166,200	226,200	267,300	290,400	347,500	423,600
	23	149,800	168,000	228,200	269,500	292,800	350,400	425,900
	24	151,300	169,800	230,200	271,600	295,100	353,400	428,900
	25	152,800	171,500	232,000	273,700	297,200	355,800	431,100
	26	154,500	173,300	233,900	275,800	299,500	358,600	434,200
	27	156,200	175,100	235,900	278,000	301,900	361,200	437,000
	28	157,900	176,900	237,900	280,100	304,300	364,100	439,600
	29	159,700	178,500	239,800	282,300	306,400	366,700	442,300
	30	161,500	180,400	241,700	284,400	308,800	369,600	444,900
	31	163,300	182,300	243,500	286,400	311,100	372,200	446,800
	32	165,100	184,200	245,400	288,400	313,500	375,100	449,500
	33	166,900	185,800	247,400	290,200	315,500	377,700	451,500
	34	168,600	187,600	249,100	292,300	317,900	380,300	453,900

35	170,300	189,400	251,100	294,400	320,200	382,700	456,000
36	172,000	191,200	253,000	296,400	322,600	385,400	458,200
37	173,600	193,000	254,700	298,300	324,800	387,400	460,200
38	175,300	194,800	256,500	300,500	327,200	389,700	462,100
39	177,000	196,600	258,300	302,700	329,500	391,600	463,600
40	178,700	198,400	260,200	304,800	331,900	393,900	465,200
41	180,400	200,200	261,900	306,800	334,100	395,900	466,600
42	181,700	202,000	263,700	309,100	336,400	397,700	468,100
43	183,000	203,800	265,500	311,300	338,600	399,700	469,500
44	184,300	205,600	267,300	313,500	340,900	401,500	471,400
45	185,400	207,500	268,900	315,600	342,900	402,900	473,200
46	186,300	209,400	270,700	317,400	344,600	404,500	474,700
47	187,100	211,300	272,500	319,100	346,500	406,000	476,200
48	188,000	213,200	274,500	320,900	348,400	407,600	477,800
49	188,700	214,800	276,400	322,600	349,700	409,200	479,300
50	189,500	216,500	278,200	324,200	351,200	409,800	480,500
51	190,300	218,300	280,000	325,900	352,700	411,000	481,800
52	191,100	220,000	282,000	327,500	354,100	412,100	483,000
53	191,800	221,900	283,900	329,000	355,600	413,200	484,000
54	192,600	223,500	285,800	330,700	357,000	414,000	485,200
55	193,400	225,000	287,500	332,300	358,300	414,900	486,300
56	194,200	226,600	289,500	333,800	359,700	416,000	487,400
57	195,000	228,200	291,400	335,300	361,100	416,900	488,300
58	195,700	229,800	293,300	337,300	362,300	417,600	489,300
59	196,400	231,300	294,800	339,200	363,300	418,600	490,100
60	197,100	232,700	296,700	341,100	364,500	419,600	491,100
61	197,600	234,100	298,600	343,000	365,600	420,300	492,000
62		235,500	300,700	344,600	366,600	421,100	492,800
63		237,000	302,600	346,400	367,700	422,100	493,700
64		238,400	304,700	348,200	368,700	423,000	494,600
65		239,700	306,900	349,800	369,700	423,800	495,300
66		241,200	309,200	351,400	370,700	424,600	496,200
67		242,700	311,600	352,900	371,700	425,600	497,100
68		244,100	314,000	354,300	372,700	426,500	497,800
69		245,400	316,000	355,700	373,500	427,300	498,700
70		246,800	317,500	357,200	374,400	428,200	499,500
71		248,200	318,900	358,500	375,300	429,200	500,200

72	249,600	320,200	359,900	375,900	430,100	501,000
73	250,800	321,400	361,200	376,800	430,800	501,800
74	251,700	322,700	362,400	377,100	431,700	502,500
75	252,700	323,900	363,500	377,700	432,600	503,300
76	253,700	325,200	364,700	378,300	433,500	504,100
77	254,600	326,200	365,800	378,600	434,300	504,700
78	255,600	327,000	366,900	379,500	435,100	505,400
79	256,600	327,900	368,000	380,500	436,000	506,100
80	257,600	328,800	369,000	381,400	436,900	506,800
81	258,500	329,100	370,000	382,000	437,700	507,400
82	259,400	329,900	371,000	382,900	438,600	
83	260,300	330,700	372,000	383,800	439,500	
84	261,100	331,500	372,900	384,800	440,300	
85	261,800	332,300	373,900	385,600	441,300	
86	262,600	333,100	374,900	386,400	442,100	
87	263,400	333,800	375,900	387,200	443,000	
88	264,200	334,600	376,900	388,100	443,800	
89	264,800	335,400	377,700	388,900	444,600	
90	265,500	336,000	378,600	389,700	445,500	
91	266,200	336,600	379,400	390,500	446,400	
92	266,900	337,200	380,300	391,400	447,200	
93	267,500	337,600	381,200	392,200	448,000	
94			382,200	393,100	448,900	
95			383,000	394,000	449,800	
96			383,800	394,700	450,600	
97			384,600	395,400	451,400	
98			385,600	396,400	452,200	
99			386,600	397,400	453,000	
100			387,500	398,300	453,700	
101			388,200	398,900	454,500	
102			389,000	399,800	455,300	
103			389,900	400,600	456,100	
104			390,800	401,500	456,800	
105			391,600	402,200	457,500	
106			392,500	403,100	458,200	
107			393,200	404,000	458,900	
108			394,000	404,900	459,600	
109			394,900	405,600	460,100	

110	395,800	406,400	460,800
111	396,700	407,300	461,500
112	397,400	408,200	462,200
113	398,100	409,000	462,900
114	399,100	409,900	463,400
115	400,000	410,700	464,000
116	400,900	411,600	464,600
117	401,600	412,500	465,200
118	402,400	413,400	465,600
119	403,300	414,200	465,900
120	404,200	415,100	466,200
121	404,900	415,900	466,600
122	405,800	416,900	
123	406,600	417,800	
124	407,400	418,800	
125	408,100	419,600	
126	409,000	420,500	
127	409,800	421,400	
128	410,700	422,200	
129	411,300	423,100	
130	412,200	424,000	
131	413,000	424,800	
132	413,900	425,600	
133	414,700	426,500	
134	415,700	427,400	
135	416,500	428,300	
136	417,300	429,200	
137	418,100	430,000	
138	419,100	430,900	
139	420,100	431,800	
140	421,000	432,700	
141	421,900	433,600	
142	422,800	434,500	
143	423,700	435,400	
144	424,600	436,300	
145	425,400	437,300	
146	426,400	438,100	

	147				427,200	439,000		
	148				428,100	439,900		
	149				428,900	440,900		
	150				429,900	441,600		
	151				430,800	442,500		
	152				431,700	443,400		
	153				432,400	444,400		
	154				433,400			
	155				434,300			
	156				435,200			
	157				436,100			
	158				437,000			
	159				437,900			
	160				438,800			
	161				439,700			
再任用 職員		149,100	185,900	249,500	274,300	284,700	321,700	388,400